

主 文

労働基準監督署長が平成〇年〇月〇日付けで再審査請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「会社」という。）に雇用され、トラック運転手として就労していた。

請求人によれば、入社以来の長時間残業により肉体的、精神的ストレスを感じ、不眠症がひどくなり、情緒不安定となるなど、体調不良に見舞われたという。請求人は、平成〇年〇月〇日、C病院に受診し「うつ病」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病を発病したのは業務上の事由によるものであるとして、監督署長に休業補償給付を請求したところ、監督署長は、請求人に発病した本件疾病は業務上の事由によるものであると認め、給付基礎日額を〇円とした上で、休業のために賃金を受けられなかった日に該当しない一部期間を除き、これを支給する旨の処分をした。

請求人は、この処分の給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、休業補償給付の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労災保険法第8条に規定する給付基礎日額については、労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条の平均賃金に相当する額とすることとされ、同条第1項において、平均賃金は、原則として、これを算定すべき事由の発生した日以前3か月間（以下「算定期間」という。）に支払われた賃金の総額をその期間の総日数で除して算定することとされている。この場合の「支払われた賃金の総額」には、現実に既に支払われている賃金に限らず、実際に支払われていないものであっても、算定事由発生日において、既に債権として確定している賃金をも含むと解すべきである。

(2) 請求人は、運転日報におけるトラックの走行時間を基に時間外労働時間を算出した監督署長の判断は妥当でなく、積込・積卸時間及び待機時間も加味した時間外労働時間を基に給付基礎日額を算定し直すべき旨主張するので、検討すると、以下のとおりである。

(3) 監督署長は、請求人の本件疾病の業務上外を判断するに当たり、厚生労働省労働基準局長が定めた「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（平成23年12月26日付け基発1226第1号）に基づき、請求人の本件疾病発病前3か月間の時間外労働時間数を、デジタコにおける帰庫時刻から出庫時刻を差し引いて求められる拘束時間から、休憩時間を更に1時間差し引いた時間を各日の労働時間として、下表のとおり認定している

期間（本件疾病発病前3か月間）	時間外労働時間数
-----------------	----------

平成○年○月（発病前3か月）	156時間15分
平成○年○月（発病前2か月）	132時間45分
平成○年○月（発病前1か月）	84時間12分

(4) 一方、監督署長は、決定書理由において、本件に係る給付基礎日額の算定に当たり、「『作業時間』については、明確な作業内容及び当該作業内容に要した時間を特定することができず、実際に作業を行っていたか否か、客観的に明確にならない。以上から、労働時間の算定に当たっては、請求人が客観的に労働していたと確認できるデジタコの『走行時間』をもとに、時間外労働時間数等を算出した。」と述べ、その結果、請求人の算定期間における時間外労働時間数を下表のとおり認定している。

期間（算定期間）	時間外労働時間数
平成○年○月	85時間58分
平成○年○月	86時間39分
平成○年○月	82時間57分

(5) 当審査会においては、監督署長が本件疾病の業務上外を判断する際に認定した時間外労働時間と給付基礎日額の算定を行う際の時間外労働時間を異なるものと判断した経緯について検討したが、後者において、請求人の作業時間が客観的に明確にならないとの理由は、前者の認定時間を否定する根拠となるとは判断できない。請求人の配送先における積込・積卸作業は、実際に作業を行う時間であって、これが労働時間であることはもとより、これら作業を行うための待機時間についても、これを労働時間とみなさないとする取扱いは労働時間の概念として疑念が残るところである。

この点、請求人は、荷物を積んだトラックの運転のみならず、当該荷物のトラックへの積込み及びトラックからの積卸しの各作業も自分で行った旨申述しており、また、D取締役は、「請求人には、現地において、元請運送会社から何らかの指示があれば、直ちに積込・積卸作業ができるように待機してもらっていた。現地での待機時間は労働時間である。」旨述べている。これら申述を踏まえれば、積込・積卸時間及び待機時間にも労働時間とみるのが相当であるものが存在すると思料される。

(6) そうすると、当審査会としては、監督署長が運転時間のみを労働時間として

給付基礎日額を算定したことは適切とはいえず、請求人の積込・積卸時間及び待機時間についても十分に調査を尽くし、請求人の労働時間を明確にした上で、給付基礎日額を算定すべきであると判断する。

- 3 以上のとおりであるから、本件において監督署長により算定された請求人の休業補償給付に係る給付基礎日額は、時間外労働に対する割増賃金が正しく算入されていないと判断し得る点において妥当ではなく、監督署長が請求人に対してした給付基礎日額を〇円として算定した額による休業補償給付の支給に関する処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。